

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

## 徴収猶予の「特例制度」のご案内

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方※は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。
  - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### ※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる地方税

- ・令和3年2月1日までに納期限が到来する法人二税、個人事業税、不動産取得税など（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。

### 申請手続等

- ・納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。  
※申請書は静岡県ホームページからダウンロードできます。

### 口座振替を利用されている方へ

- ・口座振替の登録をしている場合、猶予中であっても納期限の日に全額引き落としとなります。
- ・引き落としを中止するには、納税者ご本人が金融機関へ申し出される必要があります。

## 猶予を受けるにあたって、ご注意いただきたいこと

- ・徴収猶予の承認時期によっては督促状が発送される場合があります。(申請内容確認のため承認まで時間を要することがあります)

### 【Q & A】

#### Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入(売上高)のほか、個人の方の経常的な収入(事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等)を指します。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

#### Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

#### Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

#### Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。収入の状況が分かる書類を添付してください。

#### Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
  - －年間収入を案分した額(平均収入)と比較
  - －事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

#### Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・特例の要件をみたさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは、所管の財務事務所にご相談ください。

※国税や社会保険料についても同様の特例が設けられています。

国税については、国税庁のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。